

Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託契約書（案）

1 調達対象

品目・形式・数量	Microsoft 365 ライセンス 18,000 ライセンス 及びアカウント管理業務委託
----------	---

詳細は「(別紙1) 品目表」及び「Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託仕様書」(以下「調達等仕様書」という。)のとおり。

2 使用期間 令和8年12月1日～令和9年11月30日

3 履行期間 令和8年12月1日～令和9年11月30日

4 納入期限 令和8年11月30日

5 納入場所 埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課長が指定する場所

6 契約金額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

年度別内訳

令和8年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

令和9年度 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

7 契約保証金 金 円 (又は免除)

上記の調達について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

— (A)書面による契約の場合（電子契約の場合は削除） —

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

— (B)電子契約の場合（書面による契約の場合は削除） —

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号
発注者 埼玉県
埼玉県知事 大野 元裕 印

受注者

印

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（調達等仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 甲は契約期間中、その使用料等を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(監督員)

- 第2条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

- 第3条 乙は、業務責任者を定め、「(様式1) 業務責任者選任（変更）届」により報告しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(確認)

- 第4条 納入確認に必要な費用は、乙の負担とする。

(契約不適合の補修)

- 第5条 甲は、検査のうえ物件の引き渡しが完了した後でも契約不適合があることを発見したときは、引渡し完了から1年間は乙に対して相当の期日を定めてその契約不適合を補修させることができる。

(契約の変更)

- 第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

- 第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、納入期限内に納入することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって納入期限の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

(履行内容等の検査)

第8条 乙は本件業務を完了したときは、その日から10日以内又は当該日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに遅滞なく「(様式2) 業務完了報告書」を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内又は当該日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに本件業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。甲は、当該検査の結果、本件業務を合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく本件業務の補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

4 甲は、必要があると認めるときは、乙の本件業務の履行内容及び履行方法に関して調査し、又は報告を求めることができる。甲は、乙に対し、本件業務の履行に関し必要な指示をすることができる。

5 乙は、前項の検査に協力しなければならない。

(使用料等の支払)

第9条 乙は、甲に対して「(別紙2) 支払内訳書」のとおり請求するものとする。

2 甲は、前項による適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に使用料等を支払わなければならない。

3 乙の責めに帰すべき理由により、ライセンスを使用できない期間があった場合、甲は、その日数に契約金額の総額を賃貸借期間の総日数で日割計算した額を乗じて得た額(百円未満の端数は切り捨てる。)を契約金額から控除して支払うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第10条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に納入することができなかったときは、遅延日数に応じこの契約で定める契約金額の総額に年3.0パーセントを乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(従事者の監督)

第11条 乙は、本件業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下、「法」という。)第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から「(別記様式) 誓約書」の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第13条1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 本件業務の実施に関して発生した損害（個人情報の取扱により発生した損害及び第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(安全管理措置)

第13条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

- 3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(資料等の提供)

第14条 乙は、甲に対し本件業務を行うために必要な情報（個人情報を含む。）が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与対象資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

- 2 前項の規定により、乙が貸与対象資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与対象資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第15条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第17条 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある

る行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(資料等の返還)

第18条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、第14条の貸与対象資料等（複製したものを含む。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に、貸与対象資料等を廃棄することができる。

3 甲は、第1項の規定により貸与対象資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた貸与対象資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が、本件業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第19条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱を委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び、第180条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の体制管理及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第21条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従

事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査をすることができる。ただし、実地調査については甲乙間で日時・場所等について事前の協議を行うものとする。

- 3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第22条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算し

た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の催告による契約の解除)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (3) 納入期限までに物品の納入する見込みがないと認められるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 乙が、その責めに帰すべき理由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (9) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除する必要の生じた場合は、乙に対して文書で3月前に解除の申し出をすることにより、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第25条 乙は、第23条及び前条の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき発注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が、当該契約保証金又は当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

3 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。ただし、甲が物件を修理した場合は、その限度において、甲は、その責めを免れるものとする。

4 前3項の賠償額については、甲、乙協議して定めるものとする。

5 第23条及び前条の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第26条 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合、甲は、この契約を解除しようとする会計年度の予算の議決日以降直ちに乙に通知するものとする。

(秘密の保持)

第27条 乙は、甲からの貸与資料等（公知の情報を除く。）及び本件業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本件業務の履行以外の目的で利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第29条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第30条 乙は、この契約の履行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第31条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第32条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(定めのない事項等)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協

議して定めるものとする。

(別紙1) 品目表

品名	数量	期間	支払時期
M365 EDU A3 Unified ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUsr	18,000	令和8年12月1日～ 令和9年11月30日 (12か月)	令和8年12月
Microsoft 365 アカ ウント管理業務委 託	一式	令和8年12月1日～ 令和9年11月30日 (12か月)	令和9年1月 ～令和9年12月

(別紙2) 支払内訳表

業務完了年度	支払時期	金額
令和8年度	令和8年 12月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 1月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 2月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 3月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 4月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和8年度 計	-	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和9年度	令和9年 5月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 6月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 7月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 8月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 9月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 10月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 11月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
	令和9年 12月	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
令和9年度 計	-	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
総計	-	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(様式1) 第3条関係

業 務 責 任 者 選 任 (変 更) 届

令和 年 月 日

埼玉県知事

受託者

下記のとおり業務責任者を選任（変更）したので報告します。

記

業務名		Microsoft 365ライセンス調達 及びアカウント管理業務委託
選 任	役 職 名	
	ふ り が な 氏 名	
	緊急時連絡先	
変更前	役 職 名	
	ふ り が な 氏 名	
	緊急時連絡先	

(様式2) 第8条第1項関係

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり業務が完了したので報告します。

記

業務名	Microsoft 365ライセンス調達 及びアカウント管理業務委託
契約金額	金 円
契約期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
使用期間又は納入期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完了年月日	令和 年 月 日
請求金額	金 円

(別記様式) 第 11 条第 1 項関係

誓 約 書

私は、本件業務（Microsoft 365ライセンス調達及びアカウント管理業務委託）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 ●●（乙の名称）
 ●●（乙の管理責任者等の役職名） ●● ●●（氏名）

令和 年 月 日

誓約者（従事者） 所属・職名
 氏名

誓約者（従事者） 所属・職名
 氏名

誓約者（従事者） 所属・職名
 氏名

(注)「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。